

国保

国民健康保険加入者の皆さんへ
所得の申告は
お済みですか

◆各種軽減などの措置が受けられる場合があります

◆加入者は全員所得の申告を

「私は所得が少なく、申告の義務がないから」などといって申告をしないと、適正な国民健康保険税が算定できません。

また、被保険者の総所得金額が法律で定められた金額以下の場合や市民税が非課税の場合など一定の要件を満たすと、保険税の軽減や入院の際の食事療養費標準負担額の減額、高額療養費にかかる自己負担限度額が少なくなる制度があります。

しかし、申告をしていないと、この制度に該当するかどうか判定ができず、せっかく有利になる制度を利用できないことがあります。

国民健康保険の加入者でまだ所得申告をしていない方は、今からでも、すみやかに申告をし

てください。

問合せ先

岡市民窓口グループ

☎52-11111(内線216・261)

年金

年金制度が
変わります

◆年金額の変更について

平成18年度の年金額は、前年度より0.3パーセント少ない額となります。具体的には満額支給の老齢基礎年金で、月額200円ほど安くなります。4月分から新しい年金額になりますので6月の定期支払(4月分・5月分)から変更になります。

◆障害基礎年金と老齢厚生年金・遺族厚生年金が併給できるよつになります

障害をもちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給できるようになります。

併給の申請をしていただく場

合は、選択申出書の提出が必要です。

問合せ先

社会保険事務所

☎21-2111

年金ダイヤル(年金被保険者)

☎0570-05-11165

年金ダイヤル(年金を受給している人)

☎0570-07-11165

相談

役所の仕事への苦情や意見は行政相談委員に相談を

5月22日～28日は
春の行政相談週間

国や特殊法人などの仕事について、国民の皆さんから直接、苦情や意見・要望をお聞きしてその解決の促進を図る制度です。市でも次のとおり行政相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

◆行政相談所

とき 5月11日(木) 午後1時～3時

ところ 市役所相談室

相談員 桜井幸助氏(行政相談員)

◆行政苦情110番

年金・税金・登記などの行政問題から相談・近隣関係などの法律問題まで相談ください。

相談先(全国统一番号)

☎0570-09-0110

受付時間 平日(午前8時30分～午後5時30分)

◆中部管区行政評価局首席行政相談官室

ところ 名古屋合同庁舎第2号館

4階(〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号)

FAX 052-972-7419

窓口受付時間 平日(午前8時30分～午後5時30分)

◆名古屋総合行政相談所

ところ 栄町ビル9階(名古屋市中区栄3丁目23番31号)

窓口受付時間 平日(午前10時～午後6時)

問合せ先

☎052-972-7416

図書館

5月の休館日

2日(火)、9日(火)、16日(火)、23日(火)

日(火)、30日(火)

紙芝居の日

とき 5月6日(土)、20日(土)

午後2時～2時30分

ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」

読み手 土ようおはなし会

おはなし会

とき 5月13日(土)

午後2時～2時30分

ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」

読み手 トキの会

おりがみランド

とき 5月27日(土)

午後2時～3時

ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」

内容 「モビール」をつくる

対象 幼児(保護者同伴) 小学生

参加費 無料

定員 20人

5月の読書

アドバイザー相談

毎週月・水・土曜日

問合せ先

図書館 ☎52-0240